

## 議案第134号

さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理事業施行規程及びさいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について

さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理事業施行規程及びさいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理事業施行規程及びさいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

(さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理事業施行規程（平成13年さいたま市条例第253号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、さいたま市緑区大字大門 <u>2564番地6</u> に置く。	(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、さいたま市緑区大字大門 <u>1678番地1</u> に置く。

(さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業施行規程（平成25年さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、さいたま市緑区大字大門 <u>2564番地6</u> に置く。	(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、さいたま市緑区大字大門 <u>1678番地1</u> に置く。

#### 附 則

この条例は、平成31年1月4日から施行する。